

平成31(2019)年度予算執行方針

今年度予算は、区長就任後初めてとなる予算であり、区の喫緊の課題である「子育て先進区に向けた取り組み」、「安心して地域で暮らし続けられるための取り組み」、「区民とともに進めるまちづくりのための取り組み」、「区民サービス向上の取り組み」に重点を置き、直ぐに取り組むべき、妊娠・出産・子育てトータルケア事業の推進、区立学校の体育館冷暖房化などの教育施設環境の改善やICT教育環境の充実、地域の防災・安全の推進など幅広く積極的に取り組む予算となっている。一方で、これまで計画的に進めてきた、中野駅周辺や西武新宿線沿線のまちづくり、区立学校の改築、区役所本庁舎の建替え事業等の投資的な経費が拡大期に入っており、結果として予算規模は1,521億7,200万円と過去最高額になった。平成31年度予算案で示した今後5年間の財政見通しでは、学校施設改築費などがさらに嵩むことが見込まれるところであり、区の債務となる起債発行額についても増加する見込みである。財政負担の大きい施設改築等を円滑に進め、かつ区民サービスを確実に向上させていくためには、一層の堅実な財政運営が求められる。確実に歳入確保を行うとともに、経常的な事業であっても、将来の姿を十分に検証し、事業の見直し、改善を行い、効率的、効果的な執行に注力しなければならない。

区は身の丈にあった財政運営を行っていくために、「基準となる一般財源規模」を設け、歳出をコントロールする財政運営の手法を取っているが、今年度予算では、子ども・子育て支援経費の増などにより710億円の基準額を49億円超過する結果となった。この基準の範囲内で予算編成を行うことが、安定的な財政運営につながることから、次年度予算に向けては、経費節減の努力を強めていかなければならない。今年度の事業実施にあつては、実施後に効果検証、見直し改善が行えるよう、事前にコストの把握分析方法や、効果の数値化などを予め計画して進める必要がある。また、今年度事業で、サンセット的に実施する事業については、終了の時期を見定めて執行を図ること。新たに開始する事業については、次年度以降、負担しなければならない経費について精査し、将来的な負担軽減が図れるよう実施することが必要である。

区は新しい基本構想、基本計画の策定を進めていくことになる。今年度の事業執

行にあたっては、基本構想、基本計画の議論に繋がる内容としていく必要がある。そのため今年度予算において、子育て世帯実態調査など、政策立案に必要なエビデンスを獲得するための経費を盛り込んだところである。経常的な事業や、計画的に進めている事業の実施であっても、必要に応じて区民との対話等による現状把握や、客観的なデータ等を補足し、将来に向けた十分な検証に立ち返って、需要量や負担額の精度を高めていく。また、状況の変化等がある場合には、速やかに事業の見直しを検討する必要がある。これら執行過程の取り組みは、次年度の予算編成に確実に反映させることとする。

また、予算は議会の議決を経て成立することから、厳格に執行すべきである。この点を再度認識するとともに、区財政の現状と課題を職員に周知徹底し、下記の事項に留意をして、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命により通達する。

記

1 歳入について

(1) 国・都支出金等については、事前に関係機関と協議し確実に交付を受け、歳入の確保に努めること。また、これらに係る関連通知・要綱等の内容を精査・分析して、制度の運用実態を十分に把握し、事業の組み立てや執行方法の工夫等により、更なる活用を進めること。また、制度改正等の情報についても注視し、的確に把握すること。

なお、通知・要綱等については、全庁フォルダに登載し情報の共有化を図るほか、制度の変更に関する情報収集にも努め、財政課ほか関連部署へ情報提供を行うこと。

(2) 特別区民税や国民健康保険料、介護保険料等の公債権及び各種貸付金、住宅使用料等の私債権については、収納率の向上と未収金を発生させない取組を強化し、確実に徴収すること。特に、特別区民税、国民健康保険料、介護保険料の主要3債権については、今年度の徴収額及び収納率の目標を定め、これを達成するため、歳入確保に向けた取組の推進に努めること。

- (3) その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、区有財産の活用や広告収入事業の拡充、各種財団等が実施している補助制度の利用等、新たな財源の確保にも努め、増収に向け最大限の努力を行うこと。

2 歳出について

- (1) 事業執行にあたっては、漫然と例年同様の内容で実施するのではなく、あらゆる創意工夫を行いつつ、必要に応じて新たなデータ収集等を行い、需要量や負担額の精度を高め、状況変化等がある場合には、速やかに積算根拠や実施内容の見直しを検討すること。また、実施後に客観的な効果検証、見直し改善が行えるよう、コストの把握分析方法や、効果の数値化などを予め計画し進める努力を行うこと。
- (2) 新規・拡充事業については、(1)に加え、次年度以降に負担しなければならない経費について十分に精査し、負担軽減が図られるよう進めること。また、サンセット的に実施している事業にあつては、事業廃止への道筋を踏まえた執行とすること。
- (3) 施設の改修・工事等投資的事業の執行にあたっては、計画段階及び実施段階において、施設等の管理・運営方法についても十分検討し、コスト削減、環境対策の工夫を行うこと。また、計画的な事業着手により事業を円滑かつ着実に進めること。
- (4) 国・都支出金等を財源とする事業で、制度変更等により補助金等が廃止縮小される等、予定した歳入が見込めなくなった場合には、本年度の執行について、財政課と協議を行うこと。また、翌年度の予算編成において事業計画の抜本的な見直しを行うこと。
- (5) 時間外勤務については、職員のワーク・ライフ・バランス実現の趣旨を踏まえ、業務の進行管理や執行の工夫を徹底することにより、時間数の縮減に努めること。なお、各課において手当が不足する場合は部内で調整すること。
- (6) 区有施設における光熱水費の使用については、別に定める節電等の対策を徹底

することにより、使用量の縮減に努めること。施設の管理や運営を委託している場合（指定管理制度を含む）も、委託事業者に対して節電等の対策の徹底に努めるよう指導等を行うこと。

（7）財政援助団体等について、運営状況を的確に把握するとともに、効率的・効果的な事業執行に努めるよう、適切な助言・指導等を行うこと。

3 執行管理について

（1）財政執行管理

例年、事業の進捗の遅れ等から最終補正において予算を減額する事案が多く見受けられることから、各部長は年間の事業執行予定に基づき、事業の進行管理を強め、確実に執行できるようマネジメントを行うこと。庁議において報告する各部の主要な事業項目については、特に執行管理の徹底に注力すること。

（2）予算の配当

- ① 財政的な観点から進行管理を行うため、財政課が抽出した(ア)平成31年度予算で新たに債務負担行為を設定した事業、(イ)繰越明許に係わる事業、(ウ)特別区債を充当する事業、(エ)初度調弁に係わる事業、(オ)事業部で行う設計や工事委託(工事負担金等を含む)に係わる事業や進行状況を見極める必要がある事業等、別紙に定める事業（＝配当管理事業）については、配当額の精査を行ったうえで、事業の進捗に応じて予算の配当を行う。
- ② 契約落差及び事業未執行による残額は、他の事業に使わないこと。契約落差等の残額（予算額と契約額との差額）については、配当戻しを行う。

（3）財政課との調整

以下のいずれかに該当する場合は、時宜を逸することなく財政課と協議を行うこと。

- ① 次年度の事業者選定を企画提案公募で行う事案のうち、予算調製に先立って募集を行うもの。
- ② 平成31年度計上額がゼロであり、翌年度以降に債務負担行為を設定している事業で、次年度予算調製に先立って契約行為を行うもの。
- ③ 新築・改築・大規模改修等の施設整備における基本方針、基本計画、基本設

計、実施設計等は建築経費に影響を及ぼすものであり、計画等を策定する段階から政策企画会議、各所管の調整会議に基づき、財政課と協議を行うこと。

- ④ 事業の進捗に問題が生じた場合や特定財源の収入見込みが不確実な場合等で、財政運営上に問題が生じる恐れがあるもの。
- ⑤ 国・都補助金等の特定財源で、他課が所管する事業も対象となる横断的な補助制度（包括的な交付金等）に係わる事案については、財政課と協議の上、情報提供や集約方法の確認等事務手続きを適切に行うこと。
- ⑥ 配当管理事業として財政的な観点から進行管理を行うもの。
- ⑦ その他、予算の流用及び同目内同節の執行計画の変更に係る事案や国・都補助金等の交付にかかる申請及び精算報告に係わる事案等、中野区事案決定規程で協議が定められているもの。

なお、前記の協議にあたっては、各部庶務担当所管が内容の確認と取りまとめを行い、財政課との調整を行うこと。特に、補正の必要が生じる可能性がある場合は、初期の段階から調整を行うこと。

(4) その他

- ① 入札・契約手続き及び情報システムの調達にあたっては、事業執行に支障をきたすことのないよう、計画的に手続きを進めること。
- ② 社会資本総合整備計画に係る事案については、関係所管と十分調整すること。
- ③ 一度に多額の支出を要する事業の執行に際しては、支出時期について会計室と調整すること。